

◆京都日本語教育センターの事業概要について

【事業の理念・趣旨】

＜センターの理念＞

日本語教育が新しい時代を迎えつつある。学習者のニーズは更に多様化し、ボランティア活動を含めたさまざまな日本語教育活動が行われており、日本語教育機関は、今その真価が問われている。また、日本語教師一人ひとりには、社会的役割の自覚と専門性の追求が求められているといえる。

京都日本語教育センターでは、半世紀以上にわたる実績をふまえ、より豊かな学習環境をつくと同時に、学校の中だけにとどまるのではなく、広く、社会においても活動の場を広げていきたいと考えている。もちろん、教育の基本が人と人との人格を伴った交流にあることに変わりはなく、半世紀にわたり築き上げてきた「ことば」と「こころ」は永遠であると考えている。

＜事業の趣旨＞

日本語教育を通し、国際相互理解の促進と多文化共生社会の実現をめざし、事業活動を進めるものである。

甲：外国人に対する日本語教育事業

甲ー1「自主プログラム」

グローバリゼーションの流れの中、当センターでは、今こそ世界とわが国、ないし地域社会を結び、相互理解の促進に寄与し、多文化共生社会の構築に貢献すべきであると考えている。

そのため、日本語教育の対象を、より幅広く（留学生ないし留学志望者にとどまらず、地域で市民生活を営む外国人定住者、日本人配偶者、帰国子女、短期滞在旅行者等）捉えている。無論、対象がいずれの場合であっても、日本語教育のみならず、進学指導・就職相談等を含めたトータルな生活支援を行っている。

1 学校概要(施設・組織等)

昭和25年9月に京都日本語学校を創立し、昭和59年3月に財団法人京都日本語教育センターを設立。

施設は、京都御苑の西側（京都市上京区一条通新町東入ル）に位置し、日本基督教団京都地区会館（地上3階建）の2・3階部分である（賃借による）。

教室数は10（141.9㎡）、他に事務所（153.6㎡）があり、のべ面積は295.5㎡である。

職員は、教師22人と事務員4人（非常勤を除く）。

2 具体的内容について

(1) 日本語教育のカリキュラム・就学生数等について（今年度の状況）

<カリキュラム・定員等>

○国際相互理解促進及び多文化共生社会実現の見地から、“日本語そのものの教授”だけでなく、日本の文化や伝統、産業への理解や地域とのコミュニケーションを図るためのさまざまな活動をカリキュラムに取り入れている。

- ・高等学校ないし小学校への訪問、交流
- ・校外学習（文化財見学等）ないし企業見学（地元企業訪問） 等

○入学前に個別インタビューおよびプレースメントテストを実施して、レベルやニーズを分析し、一人ひとりに合わせたカリキュラムをその都度作成。

○クラス定員は最大 13 名までの少人数制で、きめ細やかに実施している。

（参考：財団法人日本語教育振興協会の指針では「20 人以下」となっている）

<各コース>

A) 中・長期集中コース・・・8 クラス（インテンシブ 85 人：10 月期のみの数字）

- ・主として留学生ないし留学志望者に対し、その専門分野を学ぶ基礎となるべき日本語教育を行う
- ・学習者は原則として半年から 2 年間、毎日午前又は午後の 4 時間、当センターにて勉強する

B) 個別対応コース・・・・58 クラス（プライベート 60 人、イブニング 33 人）

- ・主として地域で市民生活を営む外国人定住者、日本人の配偶者、帰国子女等に対し、日常社会生活を送るために必要な日本語教育を行う
- ・スケジュールは学習者に便宜に合わせるべく、夜間の時間帯も含めた比較的自由なものとしている

C) 短期集中コース・・・・6 クラス（サマー 55 人）

- ・主として短期滞在者等（夏季休暇を利用してわが国を訪れホームステイ等する学習者が中心となる）に対し、必要な日本語教育を行う
- ・通常の日本語教育の他、書道や茶道等、日本とりわけ京都ならではの文化の体験教室も実施される

(2) 生活指導等について

<入学に際して>

よりよい学習・生活環境を整えるために、住居の準備・斡旋等を行っている

- ・寮契約室（借上げ宿舎）は 22 室（平成 24 年 4 月期には 23 室とする計画）
- ・契約アパートは 2 箇所

※なお、欧米系の学生はホームステイを希望する者が多く、ホームステイの紹介も積極的に行っている

<入学後>

あらゆる説明・指導においては、各国語に翻訳した資料を配付し、場合によっては通訳をつけて行っている

- ・新入生対象オリエンテーションの実施
- ・在留資格審査等の諸手続きに関する説明
- ・アルバイト等の指導
- ・上京警察署員による交通・防犯教室の実施
- ・健康診断の実施
- ・個人賠償責任保険等加入

<在籍者の管理>

無断遅刻者・欠席者に対しては、担当教師から電話を入れる、身元保証人あるいは本国の家族に連絡を取る等、学生の動向の把握に努めている

※“所在不明者を出さない”ことを、当センターでは募集・選抜時から徹底しており、その結果、ここしばらく所在不明者は皆無である（最後の不明者は 03 年）。大阪入国管理局より「在籍管理の適切な教育機関」として選定されている（所在不明者が在籍者の 3%未満である日本語教育機関が対象）。

【学生募集】

国内：本邦内にある大学などの高等教育機関、外国の研究所、外国文化センターから学生を紹介され受け入れている。卒業生または本邦内に在住する外国人から学生を紹介されることも多い。また、回数は少ないものの英字新聞等の広告も利用している。

国外：提携する留学仲介機関からの紹介（台湾、韓国）、大学と学生紹介に関する協定を結び日本語を学ぶ学生を定期的に受け入れ（欧米）、日本学生支援機構主催・日本語教育振興協会共催の日本留学フェア など。

【入学選考】

国内、国外を問わず、厳正な審査を行う。（担当者が外国に出向き、実家を訪問することもある。）

例) 中華人民共和国について

中国国家教育部の認可する仲介機構は数多くあり、知名度が高くとも信頼に値しない機関も少なくないため、現在、当センターはいかなる仲介機構とも学生紹介にかかる契約を結んでいない（現在は、本邦内にある当センターの関係機関、大学などの高等教育機関、あるいは日本企業に勤務する卒業生等、身元確かな人物から紹介された者のみ受付）。

また、原則として、普通高校卒業者で「高等院校統一考試（高考）」の成績が 400 点程度以上の者、また、日本語能力試験 4 級合格者あるいは「J'テスト」の E-F 級合格者であることを出願時の条件としている。

※在籍する留学生の状況等については、法務省入国管理局へ定期的に報告が義務づけられている。

(3) 就学後の実態

*卒業生の進路

コース	年度	卒業数 ①+②+③+④	進学 ①	進学うちわけ			帰国 ②	所在 不明 ③	他* ④
				大学関係		専修 学校			
				院	学部				
中・長期 コース (インテンシブ コース)	09	48	16	2	8	6	23	0	9
	08	36	10	5	1	4	19	0	7
	07	57	23	6	12	5	32	0	2

* 他は、就職・結婚・転校等

甲-2 「共働プログラム」

目的（定款第2章第3条「…京都府下各地域社会における国際相互理解の促進を図り，同地域社会の健全な発展に寄与する」）に照らし、わが国において“同化”でなく“共生・共働”していくためには、言語や文化、価値観等について、双方向的に理解を深め合うことが不可欠である。

「共働プログラム（産・官・学・地域との連携）」とは、外国人と地域住民との相互理解を深め、外国人受入れについてグローバル化の時代に相応しい新しい環境づくりを推進し、地域社会における国際相互理解の促進を図るため、外国人材の活動分野（産・官・学・地域）と連携を密にし、組織的に日本語教育に取り組むものである。

具体的には、

A) 主として京都府を本拠とする法人に在籍する外国人に対して、職務上必要な日本語教育をなす（産との連携）

※具体的には以下の流れを踏む。

1. 共働先を厳選する※1、
2. その上で、当センターの理念について理解を得る※2

※1 事業自体が当センターの理念と合致しているか、当センターの理念に即した教育活動ができるか等の視点から、共働先を選ぶ

- ・先方の基本的理念（社是・社訓など）の確認
- ・社会貢献度ないし企業CSRの確認
- ・先方の代表者（経営者）と当センター専務理事との面談 等

※2 当センターの理念・定款（現寄付行為）の該当部分を提示し、理解を得る

- ・それに沿うという趣旨で、シラバスに必ず「文化（日本の歴史、京都の四季折々の紹介等）」及び「生活（食事のマナー、生活様式、礼儀作法、日常の挨拶等）」を組み込むことについて同意を得る

- B) 政府要人（外交官等）やわが国が招へいする外国人技術研修生等に対し、それぞれに必要な日本語教育をなす（官との連携）
- C) 主として京都府を本拠とする大学・大学院に在籍する外国人に対して、基礎日本語ないし専門分野を学ぶのに必要な日本語教育をなす（学との連携）
- D) 地域に定住する外国人及びその子弟（小中学生）に日本語教育を含めたサポートを行う（地域との連携）

（2010年度：京都市立西院小、醍醐西小、日野小、深草小、百々小等）

また、共働プログラムでは、学習の成果を追跡する中で、不足があれば補い改善を行ってきた。大学や企業、地域との連携を密にする中でこれまで抽出された課題に対し、

- ・企業見学の機会の新設（生の日本企業を見学することをもって国際相互理解の促進をはかる）やビジネス知識習得の追加、テキストの一部に日本文化や日本経済の学習素材として新聞記事を採用するなどカリキュラム・シラバスを改革。現在の「ビジネスクラス」にも引き継がれている。（産との連携）
- ・当初は「入学するため」の日本語教育が主眼であったが、大学と連携して「入学後求められる日本語能力」を精緻に分析し、それを反映させたカリキュラム・シラバスを実践し、改善を重ねている（なお、この分析で得られた結果は、02年に開始された日本留学試験（主催：独立行政法人日本学生支援機構）において大いに参考とされた）。（学との連携）
- ・基礎日本語のみならず“生活そのもの”のサポートが必要であることが浮き彫りとなった。家庭の主婦であれば、食事の作り方、ゴミの出し方、近所付き合い等々である。このようなことを含めたサポートをなすべく、カリキュラム・シラバスの改善を重ねている。（地域との連携）

甲ー3 「他アウトプット活動」（講演会、ボランティア活動支援等）

広く社会においても活動の場が得られるように、学校の活動・理念を、日本語教育関係者や地域の方に知ってもらうための活動、及び日本語教育を下支えする各ボランティア団体を支援するための活動である。

具体的には、

- A) **講演会等の開催**……国際相互理解の促進を目的とし、広く一般市民に向けて、言語・文化に関する講演会・シンポジウムなどを開催（定期講演会を40数回）
- B) **機関誌の発行**……センター機関誌「ことば・こころ」を原則として年1回発行（発行部数600部。日本語教育機関、大学図書館、その他関係機関へ無償で配布）
- C) **ボランティア活動支援**……ボランティア団体に対する支援・サポート

（2010年度実績：舞鶴市（5月）、綾部市（8月）、福知山市（11月））

乙：日本語教育活動のための人材育成・教材開発事業

乙-1 「人材の育成」

これから日本語教師（プロフェッショナルな教師はもちろん、ボランティアとして教えたという場合も含む）になろうとする人たちを積極的に育成している。また、既に日本語教師である者については、さらなるスキルアップのための研修等を行い、教育のクオリティ向上を図っている。

A) プロフェッショナル教師

【日本語教師になる資格】

一般に「日本語教師の資格」といわれるのは、「A 大学での主専攻または副専攻」「B 日本語教育能力検定試験合格」「C 日本語教師養成講座 420 時間修了」の3つである。

これは、「日本語教育施設の運営に関する基準について」（1988年12月文部省。1993年5月文部科学省改定）及び、それを受けて作成された「日本語教育機関の運営に関する基準」ないし「日本語教育機関審査内規」（いずれも財団法人日本語教育振興協会）によるもの。

なお、Bの日本語教育能力検定試験は、財団法人日本国際教育支援協会（JEES）が主催し、社団法人日本語教育学会が認定する試験（第1回は1986年）。

●当法人の日本語教師養成講座について

1984年から日本語教師を養成するための講座を実施。講座の内容の更新や全く新しい講座を新設する中で、本格的に“420時間”の必要性・重要性が高まった06年に、現行の「420時間コース」（上記Cに対応）を立ち上げた。このコースにおいても、ただ単に「“資格”を取得するための講座」にとどまらず、学習者の多様化への対応、現職者のスキルアップ、教育のクオリティ向上にも資することを念頭に、より役に立つ講座となるよう工夫している。

- ① 通常の資格取得講座では重視されない実習の組み込み（実際の外国人学習者を相手に模擬授業をするなど極めて実践的な形式によるものが全講座の40%以上を占める）
- ② 日本語教育に関する書籍・CD等の無料貸出し
- ③ 専門分野の講師陣（大学教授、ビジネスマン等を招へいしており、大学院生などにはお願いしていない）
- ④ 現職者にも公開（再教育ないしスキルアップ）
- ⑤ 生活日本語、ビジネス日本語等の新しいニーズに対応するシラバス
- ⑥ 一部講座は、大学の単位認定講座指定 等

B) ボランティア教師

各ボランティア団体を京都日本語学校に招き、実際の授業を見学したり、あるいはその地に赴いて研修会を実施したりするなど、教師のスキルアップを支援する。

乙-2 「教材の開発」

A) 当センターでは、より高い教育効果を追求し、定期的・継続的に、教授法、評価法等の研究會を実施。日々の教室活動に活かされている。 (研究)

B) また、「一人ひとりにより合うものを」をコンセプトとして、学習者のニーズやレベルに応じた教材開発を推進している。 (テキストの作成)

現場におけるテキストの必要性は言うまでもないが、残念ながら日本語教育界においては、それが充実しているとはいえない。そこで、当センターでは「授業で使えるテキスト」の開発に注力し、完成されたテキストは、実際に教室で使用され、授業に欠かせないツールとなっている。

他の日本語教育機関の現場においても使われており、教師・学習者の双方に好評であると聞く。

乙-3 「他インプット活動」

専門性を社会に還元するために、公的研究事業にも積極的に協力している。

(例) 文部科学省「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討會議」委員、同省文化庁「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者會議」委員など